

山梨県公報

号外第十八号

平成二十七年

三月二十五日

水曜日

目次

- 山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県消防学校規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県障害者幸住条例施行規則及び山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………一一
- 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一二
- 山梨県県行造林条例施行規則を廃止する規則……………一二
- 山梨県県職場適応訓練委託規則を廃止する等の規則……………一二

規則

山梨県規則第四号

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則

山梨県職員給料支給規則(昭和二十七年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように

改正する。

第一条中「(昭和二十七年十一月山梨県条例第三十九号)第一条第一項の規定による」を「(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)第一条に規定する」に、「この」を「この」に改める。

第四条第一項第二号中「の承認を受け」を「を始め」に改め、同項第三号中「の規定により育児休業の承認(以下「育児休業の承認」という。)を受け、又は育児休業の期間」を「に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)を始め、又は育児休業」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第四条第二項中「の承認を受け、育児休業の承認を受け」を「を取得し、育児休業をし」に、「の承認を受け、又は」を「をし、配偶者同行休業をし、又は」に改める。

第五条中「の承認を受け、育児休業の承認を受け」を「を取得し、育児休業をし」に、「の承認を受け、停職」を「をし、配偶者同行休業をし、停職」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第五号

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

山梨県庁舎等管理規則(昭和四十一年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「西別館」を削る。

第十二条第一項中「県庁舎の西別館の出入口及び」を削り、「第四項及び」を「第三

項及び第四項並びに」に改め、同項の表中

県庁舎の別館	県庁舎
正面出入口	
東出入口	
を	

の別館	西出入口 北出入口
正面出入口	
東出入口	
西出入口	
北出入口	
西通用口	

に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次

の一項を加える。

3 県の休日（十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く。）における県庁舎の別館の正面出入口の開閉の時刻は、特別の場合を除き、次の表のとおりとする。

開扉時刻	閉扉時刻
午前九時	午後五時

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第六号

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十五年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。
本則の表に次のように加える。

四 特例条例第二条の表三十四の項の規定により定める事務	山梨県公有財産事務取扱規則（昭和三十九年山梨県規則第十三号）第二十一条の規定による公有財産の管理（同項第五号に掲げるものに係るものに限る。）。
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第七号

山梨県消防学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県消防学校規則の一部を改正する規則
山梨県消防学校規則（昭和四十年山梨県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「初任教育」を「初任総合教育」に改める。
別表中「初任教育」を「初任総合教育」に、「すべし」に対して行う基礎的教育訓練」を「全て」に対して行う基礎的教育訓練及び救急業務の分野に関する専門的教育訓練」に改める。

第一号様式中「初任教育」を「初任総合教育」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第八号

山梨県障害者幸住条例施行規則及び山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県障害者幸住条例施行規則及び山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

（山梨県障害者幸住条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県障害者幸住条例施行規則（平成五年山梨県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項口(1)中「保育所」の下に、「幼保連携型認定こども園」を加え、

同表四の項二中「及び児童福祉法」を「並びに児童福祉法」に改め、「保育所」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

(山梨県児童福祉法施行細則の一部改正)

第二条 山梨県児童福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第八条の四第二項及び第三項」を「第八条の五」に改める。
- 第十三条第四項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改める。
- 第十四条第四項中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改める。
- 第十四号様式中「~~第35条第6項~~」を「~~第35条第11項~~」に改める。
- 第十八号様式中「~~第35条第7項~~」を「~~第35条第12項~~」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている第二条の規定による改正前の山梨県児童福祉法施行細則第十八号様式による児童福祉施設廃止(休止)承認申請書は、同条の規定による改正後の山梨県児童福祉法施行細則第十八号様式による児童福祉施設廃止(休止)承認申請書とみなす。

山梨県規則第九号

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則(平成十九年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 修学資金(第五条―第二十条)

第三章 研修資金(第二十一条―第二十六条)

附則

第一章 総則

第一条中「山梨県医師修学資金貸与条例」を「山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例」に改める。

第十八条第二項中「者」の下に「(修学資金の返還の債務を有する者に限る。)」を加え、「現況届(第九号様式)」を「状況について現況届(第九号様式)」を作成しに改め、同条を第二十条とする。

第十七条を第十九条とする。

第十六条中「医師修学資金返還債務猶予申請書」を「医師修学資金・医師研修資金返還債務猶予申請書」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条中「医師修学資金返還債務猶予申請書」を「医師修学資金・医師研修資金返還債務猶予申請書」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条中「医師修学資金返還債務免除申請書」を「医師修学資金・医師研修資金返還債務免除申請書」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条中「第七条」を「第七条第一項」に、「医師修学資金返還債務免除申請書」を「医師修学資金・医師研修資金返還債務免除申請書」に、「条例第七条各号又は」を「同項各号又は条例」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条第一項中「第七条第一号」を「第七条第一項第一号」に、「及び第十八条」を「並びに第二十条第一項第八号及び第九号」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条中「医師修学資金貸与辞退願」を「医師修学資金・医師研修資金貸与辞退願」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(医療機関の指定)

第十三条 知事は、条例第七条第二号又は第三号の規定により特定公立病院等を指定しようとするときは、医療法第三十条の十九第三項の規定により同項に規定する地域医療支援事務の全部又は一部を委託した者の意見を聴くものとする。

第十条中「又は」を「及び」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「医師修学資金借用証書」を「医師修学資金・医師研修資金借用証書」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条第三項中「第十八条」を「修学資金の返還の債務を有する者に限る。第二十条第一項及び第三項」に、「医師修学資金保証人変更願」を「医師修学資金・医師研修資金保証人変更願」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とする。

第五条中「当該」を削り、同条を第六条とする。

第四条第三号中「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第五条とする。

第三条中「第二条第四号」を「第二条第六号」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 修学資金

第二条中「第二条第三号」を「第二条第五号」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(特定診療科)

第二条 条例第二条第三号の医師の確保が特に必要な診療科として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 外科
- 二 産科
- 三 麻酔科
- 四 総合診療(患者を総合的に診断し、必要に応じ、治療を行い、又は当該患者の疾患の状態に応じた適切な診療科若しくは医療機関を紹介することをいう。)を実施する診療科

本則に次の章名及び六条を加える。

第三章 研修資金

(貸与の申請)

第二十一条 条例第十三条第二項の申請をしようとする者は、医師研修資金貸与申請書(第十一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 本籍の記載された住民票の写し
 - 二 条例第二十一条において準用する条例第五条の連帯保証人(以下この章において「保証人」という。)の所得を証する書類
 - 三 保証人の印鑑証明書
 - 四 医師免許証の写し
- (貸与の決定)

第二十二条 知事は、前条の規定により提出された医師研修資金貸与申請書及び添付書類を審査し、研修資金(条例第十三条第二項に規定する研修資金をいう。以下同じ。)の貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(契約書)

第二十三条 条例第十三条第二項の契約は、医師研修資金貸与契約書(第十二号様式)により締結するものとする。

(研修証明書の提出)

第二十四条 条例第二十條の専門研修を受けていることを証明する書類の提出は、毎年四月十五日までに、研修証明書(第十三号様式)を提出することにより行うものとする。

る。

(届出)

第二十五条 研修資金の貸与を受けている者又は研修資金の貸与を受けた者(研修資金の返還の債務を有する者に限る。第三項において「研修資金貸与者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、状況届(第八号様式)にその事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。
 - 二 専門研修を休止し、又は再開したとき。
 - 三 専門研修を受ける病院を変更したとき。
 - 四 専門研修を中止したとき。
 - 五 保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があったとき。
 - 六 研修資金の貸与期間満了後に医師の業務に従事し、又は従事しなくなったとき。
 - 七 研修資金の貸与期間満了後に医師の業務に従事する施設を変更したとき。
- 2 研修資金の貸与を受けた者(研修資金の返還の債務を有する者に限る。)は、毎年四月一日現在の状況について現況届(第九号様式)を作成し同月十五日までに知事に提出しなければならない。
- 3 保証人は、研修資金貸与者が死亡したときは、速やかに、死亡届(第十号様式)を知事に提出しなければならない。

(準用)

第二十六条 第八条第一項及び第三項、第九条から第十二条まで並びに第十四条から第十八条までの規定は、研修資金について準用する。この場合において、第八条第三項中「研修資金の貸与を受けている者又は研修資金の貸与を受けた者(研修資金の返還の債務を有する者に限る。第二十条第一項及び第三項において「研修資金貸与者」という。)」とあるのは「第二十五条第一項に規定する研修資金貸与者」と、第十条及び第十一条中「第六条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、第十四条第一項中「第七条第一項第一号から第四号までに規定する医師の業務(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修を含む。以下この条並びに第二十条第一項第八号及び第九号において同じ。)」とあるのは「第十六条第一号に規定する医師の業務」と、第十五条中「第七条第一項又は第九条」とあるのは「第十六条又は第十八条」と、「同項各号又は条例第九条」とあるのは「条例第十六条各号又は第十八条」と、第十七条中「第十条」とあるのは「第十九条」と読み替えるものとする。

第一号様式中「第4条図表」を「第5条図表」に、「次のとおり医師研修資金」を「次のとおり研修資金」に、「つぎは、山梨県医師研修資金貸与条例及び山梨県医師研修

資金貸与条例施行規則」や「ときは、山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例及び山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則」に定める。

第六十六条 「第6条関係」や「第7条関係」及び「山梨県医師修学資金貸与条例」や「山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例」及び「山梨県医師修学資金貸与条例施行規則」や「山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則」及び「民法（明治29年法律第89号）」に定める。

第六十七条 「第7条関係」や「第8条、第26条関係」及び「医師修学資金保証人変更願」や「医師修学資金・医師研修資金保証人変更願」及び「修学資金に」や「修学資金（研修資金）に」に定める。

第六十八条 「第9条関係」や「第10条、第26条関係」及び「医師修学資金借用証書」や「医師修学資金・医師研修資金借用証書」及び「医師修学資金を」や「修学資金（研修資金）を」に定める。

第六十九条 「第11条関係」や「第12条、第26条関係」及び「医師修学資金貸与辞退願」や「医師修学資金・医師研修資金貸与辞退願」及び「医師修学資金の」や「修学資金（研修資金）の」及び「辞退したので承認してください」や「辞退します」に定める。

第七十条 「第13条関係」や「第15条、第26条関係」及び「医師修学資金返還債務免除申請書」や「医師修学資金・医師研修資金返還債務免除申請書」及び「医師修学資金の返還」や「修学資金（研修資金）の返還」及び「又は大学院」や「若しくは大学院又は専門研修」及び「医師修学資金の種類」や「資金の種類」に定める。

第七十一条 「第15条関係」や「第17条、第26条関係」及び「医師修学資金返還債務猶予申請書」や「医師修学資金・医師研修資金返還債務猶予申請書」及び「医師修学資金の返還」や「修学資金（研修資金）の返還」及び「又は大学院」や「若しくは大学院又は専門研修」及び「医師修学資金の種類」や「資金の種類」に定める。

第七十二条 「第18条関係」や「第20条、第25条関係」及び「山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第1項」や「山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則第20条第1項（第25条第1項）」及び「又は大学院」や「若しくは大学院又は専門研修」に定める。

第七十三条 「第18条関係」や「第20条、第25条関係」及び「山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第2項」や「山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与

等

「
氏名
大学若しくは大学院又は専門研修の名称等
」
及び「臨床研修」や「初期臨床研修」に定める。

第七十四条 「第18条関係」や「第20条、第25条関係」及び「山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第3項」や「山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則第20条第3項（第25条第3項）」及び「修学資金の」や「修学資金（研修資金）の」及び「又は大学院」や「若しくは大学院又は専門研修」に定める。同条の次に次の三様式を加える。

「
氏名
大学又は大学院の名称
」

条例施行規則第20条第2項（第25条第2項）」に

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 印

医師研修資金貸与申請書

次のとおり研修資金の貸与を申請します。なお、研修資金の貸与を受けることとなったときは、山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例及び山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の各条項を遵守します。

貸与申請額		円	貸与期間	年 月から 年 月まで
申請者	氏名 生年月日	年 月 日生		
	本籍			
	住所及び 連絡先			
	帰省先の 住所及び 連絡先			
研修の概要	診療科			
	研修期間	年 月から 年 月まで		
	研修を受ける主たる研修機関			
卒業した大学の名称等		大学 年 月卒業		
医師免許取得状況		登録年月日 登録番号		

研修医療機関記入欄

この者は、次の施設で専門研修を受けていることを証明します。			
年	月	日	(医療機関の長) 印

保証人	氏名 生年月日	年 月 日生
	本籍	
	住所及び連絡先	
	職業	
	本人との続柄	
保証人	氏名 生年月日	年 月 日生
	本籍	
	住所及び連絡先	
	職業	
	本人との続柄	

申請者が貸与を受ける研修資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

保証人

印

保証人

印

医師研修資金貸与契約書

山梨県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例（平成19年山梨県条例第32号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、研修資金の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり研修資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで

第2条 乙は、研修資金の貸与を受けたときは、条例及び山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則（平成19年山梨県規則第34号。以下「規則」という。）に基づき、その債務を履行するものとする。

第3条 甲は、乙が不正に研修資金の貸与を受けたときは、当該不正に貸与を受けた研修資金に相当する額を返還させ、又はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより既に貸与を受けた研修資金を返還しなければならない。

第4条 保証人は、乙と連帯して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第5条 甲及び乙は、この契約書、条例及び規則に定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主（甲）	住所		
	氏名	山梨県知事	印
借主（乙）	住所		
	氏名		印
保証人	住所		
	氏名		印
保証人	住所		
	氏名		印

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

研修証明書

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則第24条の規定により、次のとおり専門研修を受けていることを証明する書類を提出します。

氏名		決定番号	
診療科			
研修期間	年 月	から	年 月まで
研修を受けている医療機関			

医療機関等記入欄

この者は、次の施設で専門研修を受けていることを証明します。

年 月 日 (医療機関等の長)

印

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県医師修学資金貸与条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県規則第十号

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則（平成二十四年山梨県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表鳴沢村の項中「及び第三十条」を、「第十九条、第三十条及び第三十一条第二号」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの規則による改正後の第十条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「知事又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市の長」とする。

山梨県規則第十二号

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則

山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「製造工場等にある」を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第三十条第一項中「、その他の自然的」を「その他の自然的」に、「現場搬入済み」を「工事現場に搬入済み」に改め、同条第二項中「てん補された」を「填補された」に、「以下本条」を「次項から第五項まで」に改め、同条第四項中「現場搬入済み」を「工事現場に搬入済み」に、「以下本条」を「次項及び第六項」に改める。

第四十条第二項及び第四項中「出来形部分」の下に「並びに工事現場に搬入済みの工事材料」を加える。

第十号様式を次のように改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十三号

山梨県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

山梨県宅地建物取引業法施行細則（昭和五十六年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規則」を「省令」に改める。

第三条中「規則」を「省令」に改める。

第五条の表中「規則」を「省令」に、「宅地建物取引主任者証交付申請書」を「宅地建物取引士証交付申請書」に、「宅地建物取引主任者証書換え交付申請書」を「宅地建物取引士証書換え交付申請書」に、「宅地建物取引主任者証再交付申請書」を「宅地建物取引士証再交付申請書」に改める。

第一号様式中「従業者に」を「宅地建物取引業の業務に従事する者に」

社
員
・
兼

者資格の有無	を	宅地建物取引士の資格の有無
有〔 〕		に改め、同様式備

考一中「従業者」を「宅地建物取引業の業務に従事する者」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に、「のみならず」を「のほか」に、「や補助的な」を「及び補助的な」に、「も含まれます」を「を含むものとする」に改め、同様式備考2中「法」を「宅地建物取引業法」に改め、「同様式備考3中「の欄には」を「欄は」に、「である場合には役職名を記入し」を「にあつては役職名を」に、「については、経理、営業等に区分して」を「にあつては経理、営業等の区分を」に改め、「同様式備考4中「主任者資格」を有する者は、「有」に○をし、「 〕に」を「宅地建物取引士の資格の有無」欄は、宅地建物取引士の資格を有する者にあつては、「に改める。

第四号様式中「同規則」を「同令」に、「の規定による」を「の」に、「債権者の申し出た」を「申出に係る」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の第四号様式による債権の総額に関する証明書等交付申請書は、この規則による改正後の第四号様式による債権の総額に関する証明書等交付申請書とみなす。

山梨県規則第十四号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十号の次に次の二号を加える。

二百十の二 食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料

二百十の三 食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料

別表第二十六号の次に次の二号を加える。

二百十六の二 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料

二百十六の三 食品衛生管理者講習会登録申請手数料

別表中第二百九十七号の十五を第二百九十七号の十七とし、第二百九十七号の七から第二百九十七号の十四までを二号ずつ繰り下げ、第二百九十七号の六の次に次の二号を加える。

二百九十七の七 土壤汚染状況調査等指定調査機関指定申請手数料

二百九十七の八 土壤汚染状況調査等指定調査機関指定更新申請手数料

別表第四百十号を次のように改める。

四百十 検査済証の交付を受ける前における建築物等の認定申請手数料

別表第四百十八号の四及び第四百十九号を次のように改める。

四百十八の四 建築物の建築率の特例許可申請手数料

四百十九 建築物の建築率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

別表第四百二十五号を次のように改める。

四百二十五 高度利用地区における建築物の容積率、建築率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料

別表中第四百二十七号の五を第四百二十七号の六とし、第四百二十七号の二から第四百二十七号の四までを一号ずつ繰り下げ、第四百二十七号の次に次の一号を加える。

四百二十七の二 特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

別表第四百二十八号を次のように改める。

四百二十八 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第四百三十三号を次のように改める。

別表第四百三十三号を次のように改める。

別表第四百二十八号を次のように改める。

四百二十八 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第四百三十三号を次のように改める。

別表第四百三十三号を次のように改める。

四百三十三 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料
別表第四百四十号を次のように改める。

四百四十 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、
外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
別表第四百四十号の三の次に次の一号を加える。

四百四十の四 移転の認定申請手数料
別表第四百四十二号を次のように改める。

四百四十二 都市計画区域外における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料
別表第四百四十四号を次のように改める。

四百四十四 都市計画区域外における公益上必要な建築物に係る建築物の容積率、
建蔽率又は高さの特例許可申請手数料
別表第四百六十号から第四百六十三号までを次のように改める。

四百六十 宅地建物取引士資格登録簿登録手数料
四百六十一 宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料
四百六十二 宅地建物取引士証の交付申請手数料

四百六十三 宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料
別表第四百六十七号の次に次の二号を加える。

四百六十七の二 二級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料
四百六十七の三 二級建築士免許証又は木造建築士免許証再交付手数料
別表第四百六十八号の次に次の一号を加える。

四百六十八の二 宅地建物取引士証再交付手数料
別表第四百六十七号の二及び第四百六十七号の三を次のように改める。

四百六十七の二 二級建築士免許証又は木造建築士免許証再交付手数料
四百六十七の三 二級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料

四百六十七の三 二級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料
附則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第四百十号の改正規定及び同表第四百四十号の三の次に一号を加え
る改正規定 平成二十七年六月一日
二 第二条の規定 平成二十七年六月二十五日

山梨県規則第十五号
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次の
ように定める。

平成二十七年三月二十五日
山梨県知事 後 藤 齋

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（昭和五十二年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立なかとみ青少年自然の里の項及び山梨県立本栖湖青少年スポーツセンタ
ーの項を削る。
附則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表山
梨県立なかとみ青少年自然の里の項を削る部分に限る。）は、平成二十八年四月一日か
ら施行する。

山梨県規則第十六号
山梨県県行造林条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。
平成二十七年三月二十五日
山梨県知事 後 藤 齋

山梨県規則第十七号
山梨県職場適応訓練委託規則を廃止する等の規則を次のように定める。
平成二十七年三月二十五日
山梨県知事 後 藤 齋

第一条 山梨県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年山梨県規則第五十三号）は、廃止
する。
第二条 山梨県職業訓練手当支給規則の一部改正
（山梨県職業訓練手当支給規則の一部改正）
第二条 山梨県職業訓練手当支給規則（昭和三十八年山梨県規則第五十四号）の一部を
次のように改正する。
第二条第一項中「及び公共職業安定所長の指示により求職者を作業環境に適応させ

る訓練（短期の職場適応訓練（職場実習）を含む。以下「職場適応訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者」を削り、同項第十二号中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第二項中「受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を」を削る。
 第四条第一項中「認定職業訓練又は職場適応訓練」を「又は認定職業訓練」に改める。

第七条第一項中「（職場適応訓練を受ける者を除く。）」を削り、同条第二項中「、又は山梨県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年山梨県規則第五十三号）第六条第一項の規定により委託契約を締結したとき、若しくは同規則第六条の二第二項に規定する特例委託契約に係る職場実習の実施を決定したとき」を削る。

第八条中「又は職場適応訓練」を削り、同条ただし書を削る。

第十一条中「（第八条の規定により提出される職場適応訓練に係る請求書にあつては、当該訓練を受ける事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長）」を削る。

第三号様式中

※ 訓練施設の長の確認	上記の記載事項に誤りのないことを確認する。 年 月 日 訓練施設の長 印
※ 公共職業安定所長の確認	上記のとおり相違ないことを確認する。 年 月 日 公共職業安定所長 印

※ 訓練施設の長の確認	上記の記載事項に誤りのないことを確認する。 年 月 日 訓練施設の長 印
-------------	--------------------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番